

## 「Piloting Paris Agreement Article 6.2/6.4 in the Peruvian Waste Sector」傍聴報告

2018年7月26日  
一般社団法人海外環境協力センター（OECC）

2018年4月30日～5月17日にドイツ・ボンで開催された国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第48回補助機関会合（SB48）において開催されたサイドイベントの傍聴報告です。以下、敬称略。

- タイトル：ペルーの廃棄物部門におけるパリ協定第6条2項及び4項の先導（“Piloting Paris Agreement Article 6.2/6.4 in the Peruvian Waste Sector”）
- 日時：2018年5月3日（木）16:45 - 18:15
- 主催：北欧閣僚理事会（Nordic Council of Ministers: NCM）、北欧環境金融公社（NEFCO）
- 会場：Kaminzimmer, World Conference Center Bonn（ドイツ・ボン）
- 司会：Kari Hämekoski（NEFCO）

### 概要

- パリ協定第6条2項及び4項の協力的アプローチ及び国連管理型メカニズムを活用したペルーにおける固形廃棄物部門での試行的プロジェクトに関して発表された。また、第6条2項及び4項の実現可能性、制度的な取り決め等についても議論された。

### 発表内容

#### 1. Laura Secada（ペルー環境省：MINAM）

- ペルーは廃棄物部門等からの排出削減に向けて、資金支援を探している。
- ダブルカウントを回避するためには、削減量を算定しクレジット分を調整するための登録簿を開発し、グローバルストックテイクに向けて国際的に整備する必要がある。
- 固形廃棄物部門は MINAM の管轄だが、パリ協定第6条は経済財務省との共管である。

#### 2. Thiago Chagas（Climate Focus）

- Climate Focus は委託事業にて、国際的に移転される緩和成果（ITMOs）の移転手法を試験的に設計している<sup>1</sup>。本日の発表内容は議論のためのアイディアに過ぎない。
- ペルー国が決定する貢献（NDC）で掲げた排出削減目標を上回って達成し、ペルー国における適切な緩和行動（NAMA）の固形廃棄物部門から ITMOs が発生すれば、以下に提案する「買付選択権プレミアム（Call Option Premium）」を試行的に実施することが可能になる。
- Call Option Premium に参加するパートナー国は、ペルーと事前に合意された前払金マ

<sup>1</sup> ペルー政府及び北欧諸国政府から受託した事業にて実施中である（参考：Climate Focus ウェブサイト）  
<https://climatefocus.com/projects/implementing-article-6-paris-agreement-solid-waste-sector-peru>

イルストーンに基づき段階的に支払い、ペルーはパートナー国へ ITMOs を付与 (grant) する。ITMOs はパリ協定第 6 条 2 項または 4 項に基づくメカニズムにより移転されるが、協力的アプローチを活用したほうが柔軟でパートナー国による投資を誘発しやすいだろう。いずれのメカニズムを活用した場合も、ITMOs 移転時に、ペルー側で削減量から移転量を控除して報告する必要がある。

- 埋め立て処分場からのメタン回収及びフレアリングによる排出削減については、ペルーによる削減量として NDC 目標達成に活用され、ITMOs としてパートナー国へ移転する対象にはならない。というのも、ITMOs のバイヤーとしては、購入しようとしている ITMOs が実削減に基づくものか確認したい。このように ITMOs 移転の対象となる部門と取組を限定することで、バイヤーがペルーの削減状況をウォッチしやすくなり、削減が進んでいないのに ITMOs が過大に供給されるリスクを減らすことができる。
- パートナー国からペルーへ前払いすることにより、ペルーの準備資金と能力を向上させ、協力的アプローチに関与しやすくなる。なお、Call Option Premium では NAMA への資金支援は含まれない。

### 3. Axel Michaelowa (チューリッヒ大学／Perspectives Climate Research)

- パリ協定第 6 条は京都メカニズムと比べて対象範囲が広い。クリーン開発メカニズム CDM は数値的に見れば成功したが、阻害されたセクターもあった。また、国際排出量取引が失速した理由は、売り手である政府がバイヤーの信頼を得られなかつたことがある。排出量取引制度では割当量を厳重にすることが必須であるが、CDM 市場では本ルールが破壊されたため、繰り返すべきでない。
- 分散型市場においては、それぞれ異なるルールに基づきクレジットが取引される。政府間の取引量が増えると移転費用の高騰につながる恐れがあるかもしれない。試行的な取引を分析することで、今後明らかになるだろう。分散型市場には、CDM を含む 6.4 メカニズム、協力的アプローチ、二国間クレジット制度 (JCM) 等がある。

#### 質疑応答

Q1. 二国間政府による取組としては、京都メカニズムにおいてグリーン投資スキーム (GIS) が実施されたが、その活用も考えているか？

A1. (Climate Focus): GIS から教訓は得られるが、第 6 条メカニズムへの拡張は考えにくい。

Q2. 固形廃棄物部門は政府が全て管轄しているのか、それとも民間企業の関与があるのか。

A2. (Climate Focus): 多くは公共事業として実施されているが、民間資金も投入されている。  
国内法規制を整備すれば、ITMOs への参加に興味ある民間企業を管理できる。

(報告者：OECC 小柳 百合子、Fahd Al-Guthmy)

---

SB48 傍聴報告については以下をご覧ください。

URL : [https://www.carbon-markets.go.jp/jp\\_info/jp\\_info\\_event/y\\_2018/sb48-reports/](https://www.carbon-markets.go.jp/jp_info/jp_info_event/y_2018/sb48-reports/)